

令和 8 年度加古川市育児休業復帰支援体制補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 17 日

こども部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市育児休業復帰支援体制補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項の規定による入所の調整を行うに際し、年度当初から先月入所申込みに係る児童の受け入れ体制を整備して当該児童に係る入所枠を確保する特定保育施設に対して、保育士等を雇用するために要する費用の一部を補助することにより、保育の受け皿となる特定保育施設の負担軽減を図り、働く保護者にとって子育てのしやすい環境を整備し、育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 先月入所申込み 申込年度の保育所等入所調整における取り決め（内規）第 4 条に規定する当該申込年度内の育児休業からの復帰を事由とする申込（特定保育施設の利用を希望する月が当該年度の 5 月以降のものに限る。）をいう。
- (2) 特定保育施設 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者が同法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。
- (3) 既承諾児童 先月入所申込みが承諾され、特定保育施設の入所枠が確保されている児童をいう。

(対象施設)

第 4 条 本事業の対象施設は、加古川市内に設置され、かつ、既承諾児童の人数が 1 人以上である特定保育施設とする。

(補助金の対象)

第 5 条 補助金の交付の対象は、前条に規定する対象施設を経営する者（以下「交付対象者」と

いう。)とする。

(対象期間)

第6条 本事業の対象とする期間は、先月入所申込みに係る児童を受入れする年度の4月から既承諾児童の入所決定月の前月までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）の都合により既承諾児童が特定保育施設に入所できなくなった場合は、当該申込年度の4月から当初の入所決定月の前月までの期間を限度として、入所調整の対象とすることができなかった月までを対象期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特定保育施設の都合により既承諾児童の受け入れができなくなった場合は、当該既承諾児童に係る入所枠を確保していた全期間を本事業の対象期間から除外する。

4 前3項の規定にかかわらず、特定保育施設について子ども・子育て支援法第40条第1項または第52条第1項に基づき「確認の効力の一部停止（新規利用者受入停止期間）」の行政処分が実施されている場合は、当該期間中、既承諾児童に係る入所枠を確保していた期間を本事業の対象期間から除外する。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる基準額表の定員区分及び保育必要量区分に応じて定められた額に、既承諾児童に係る対象期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 認定こども園基準額表（別表第1）

(2) 保育所基準額表（別表第2）

(3) 小規模保育事業基準額表（別表第3）

(4) 事業所内保育事業基準額表（別表第4）

(補助金の交付の申請に係る添付書類)

第8条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定にかかわらず、第10条に規定する申請書に、育児休業復帰支援体制補助金所要額兼精算額調書（様式第4号）を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告に係る添付書類)

第9条 規則第14条に規定する市長が必要と認める書類は、第8条に規定する添付書類とする。

(様式の特例)

第10条 この要綱の規定による補助金の交付に係る申請書その他書類の様式は、次の表の左欄

に掲げる規則の様式にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

補助金等交付申請書（様式第 1 号）	補助金交付申請書兼補助事業実績報告書（様式第 1 号）
補助事業実績報告書（様式第 5 号）	
補助金等／交付／不交付／決定書（様式第 2 号）	補助金／交付／不交付／決定書兼補助金確定通知書（様式第 2 号）
補助金等確定通知書（様式第 6 号）	
補助金等請求書（様式第 7 号）	補助金請求書（様式第 3 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 17 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた規則第 5 条に規定する申請に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 7 条関係）

認定こども園基準額表

定員区分	保育必要量区分							
	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	4 歳 以上児	3 歳児	1、2 歳 児	乳 児	4 歳 以上児	3 歳児	1、2 歳 児	乳 児
10 人まで	62,700 円	64,700 円	78,200 円	97,500 円	49,000 円	51,000 円	64,500 円	83,700 円
11 人から 15 人まで	42,700 円	44,700 円	58,200 円	77,500 円	33,700 円	35,700 円	49,200 円	68,500 円
16 人から 20 人まで	32,700 円	34,700 円	48,200 円	67,500 円	26,200 円	28,000 円	41,500 円	61,000 円
21 人から 25 人まで	27,700 円	29,500 円	43,000 円	62,500 円	22,200 円	24,200 円	37,700 円	57,200 円
26 人から 30 人まで	23,700 円	25,700 円	39,200 円	58,500 円	19,500 円	21,200 円	34,700 円	54,200 円
31 人から 35 人まで	20,700 円	22,700 円	36,200 円	55,500 円	17,000 円	19,000 円	32,500 円	51,700 円
36 人から 40 人まで	19,000 円	21,000 円	34,200 円	53,700 円	15,700 円	17,500 円	31,000 円	50,500 円
41 人から 45 人まで	19,000 円	21,000 円	34,500 円	53,700 円	16,000 円	18,000 円	31,500 円	50,700 円
46 人から 50 人まで	17,200 円	19,200 円	32,700 円	52,000 円	14,700 円	16,500 円	30,000 円	49,500 円
51 人から 55 人まで	16,000 円	18,000 円	31,500 円	50,700 円	13,700 円	15,700 円	29,000 円	48,500 円
56 人から 60 人まで	15,000 円	17,000 円	30,500 円	49,700 円	13,000 円	14,700 円	28,200 円	47,700 円
61 人から 70 人まで	13,500 円	15,500 円	28,700 円	48,200 円	11,500 円	13,500 円	27,000 円	46,200 円
71 人から 80 人まで	12,200 円	14,200 円	27,700 円	47,000 円	10,700 円	12,500 円	26,000 円	45,500 円
81 人から 90 人まで	11,200 円	13,200 円	26,700 円	46,200 円	10,000 円	11,700 円	25,200 円	44,700 円
91 人から 100 人まで	9,700 円	11,700 円	25,200 円	44,500 円	8,500 円	10,500 円	23,700 円	43,200 円
101 人から 110 人まで	9,200 円	11,200 円	24,500 円	44,000 円	8,000 円	10,000 円	23,500 円	42,700 円
111 人から 120 人まで	8,700 円	10,700 円	24,200 円	43,500 円	7,700 円	9,700 円	23,000 円	42,500 円
121 人から 130 人まで	8,500 円	10,500 円	23,700 円	43,200 円	7,500 円	9,200 円	22,700 円	42,200 円
131 人から 140 人まで	8,000 円	10,000 円	23,500 円	43,000 円	7,200 円	9,000 円	22,500 円	42,000 円
141 人から 150 人まで	7,700 円	9,700 円	23,200 円	42,500 円	7,000 円	9,000 円	22,200 円	41,700 円
151 人から 160 人まで	7,700 円	9,700 円	23,200 円	42,500 円	7,000 円	9,000 円	22,200 円	41,700 円
161 人から 170 人まで	7,500 円	9,500 円	23,000 円	42,200 円	6,700 円	8,700 円	22,200 円	41,500 円
171 人以上	7,500 円	9,200 円	22,700 円	42,200 円	6,700 円	8,500 円	22,000 円	41,500 円

（注）基準額は、児童 1 人当たりの月額とする。

別表第 2（第 7 条関係）

保育所基準額表

定員区分	保育必要量区分							
	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	4 歳 以上児	3 歳児	1、2 歳児	乳児	4 歳 以上児	3 歳児	1、2 歳 児	乳児
20 人まで	30,500 円	32,500 円	46,000 円	65,200 円	24,000 円	25,700 円	39,200 円	58,700 円
21 人から 25 人まで	25,700 円	27,700 円	41,200 円	60,500 円	20,500 円	22,500 円	36,000 円	55,200 円
26 人から 30 人まで	22,200 円	24,200 円	37,700 円	57,000 円	18,000 円	19,700 円	33,200 円	52,700 円
31 人から 35 人まで	19,500 円	21,500 円	35,000 円	54,200 円	15,700 円	17,700 円	31,000 円	50,500 円
36 人から 40 人まで	17,700 円	19,700 円	33,200 円	52,500 円	14,500 円	16,500 円	30,000 円	49,200 円
41 人から 45 人まで	18,000 円	20,000 円	33,500 円	52,700 円	15,000 円	17,000 円	30,500 円	49,700 円
46 人から 50 人まで	16,500 円	18,200 円	31,700 円	51,200 円	13,700 円	15,700 円	29,000 円	48,500 円
51 人から 55 人まで	15,200 円	17,200 円	30,500 円	50,000 円	12,700 円	14,700 円	28,200 円	47,500 円
56 人から 60 人まで	14,200 円	16,200 円	29,700 円	49,000 円	12,000 円	14,000 円	27,500 円	47,000 円
61 人から 70 人まで	12,700 円	14,700 円	28,200 円	47,500 円	11,000 円	13,000 円	26,200 円	45,700 円
71 人から 80 人まで	11,700 円	13,700 円	27,000 円	46,500 円	10,000 円	12,000 円	25,500 円	44,700 円
81 人から 90 人まで	10,700 円	12,700 円	26,200 円	45,500 円	9,500 円	11,200 円	24,700 円	44,200 円
91 人から 100 人まで	9,200 円	11,200 円	24,700 円	44,000 円	8,000 円	10,000 円	23,200 円	42,700 円
101 人から 110 人まで	8,700 円	10,700 円	24,200 円	43,500 円	7,700 円	9,500 円	23,000 円	42,500 円
111 人から 120 人まで	8,500 円	10,500 円	23,700 円	43,200 円	7,200 円	9,200 円	22,700 円	42,000 円
121 人から 130 人まで	8,000 円	10,000 円	23,500 円	42,700 円	7,000 円	9,000 円	22,500 円	41,700 円
131 人から 140 人まで	7,700 円	9,700 円	23,200 円	42,500 円	6,700 円	8,700 円	22,200 円	41,500 円
141 人から 150 人まで	7,500 円	9,500 円	23,000 円	42,200 円	6,700 円	8,500 円	22,000 円	41,500 円
151 人から 160 人まで	7,500 円	9,500 円	23,000 円	42,200 円	6,700 円	8,700 円	22,000 円	41,500 円
161 人から 170 人まで	7,200 円	9,200 円	22,700 円	42,000 円	6,500 円	8,500 円	22,000 円	41,200 円
171 人以上	7,200 円	9,000 円	22,500 円	42,000 円	6,500 円	8,200 円	21,700 円	41,200 円

（注）基準額は、児童 1 人当たりの月額とする。

別表第 3（第 7 条関係）

小規模保育事業基準額表

定員区分	保育必要量区分			
	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	1、2 歳児	乳児	1、2 歳児	乳児
6 人から 12 人まで	49,500 円	69,000 円	48,500 円	68,000 円
13 人から 19 人まで	37,700 円	57,200 円	37,500 円	56,700 円

（注）基準額は、児童 1 人当たりの月額とする。

別表第 4（第 7 条関係）

事業所内保育事業基準額表

定員区分	保育必要量区分			
	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	1、2 歳児	乳児	1、2 歳児	乳児
5 人まで	93,700 円	113,200 円	91,000 円	110,500 円
6 人から 12 人まで	49,500 円	69,000 円	48,500 円	68,000 円
13 人から 19 人まで	37,700 円	57,200 円	37,500 円	56,700 円

（注）基準額は、児童 1 人当たりの月額とする。